

## 一定規模の建築行為などを行う場合は届出が必要です

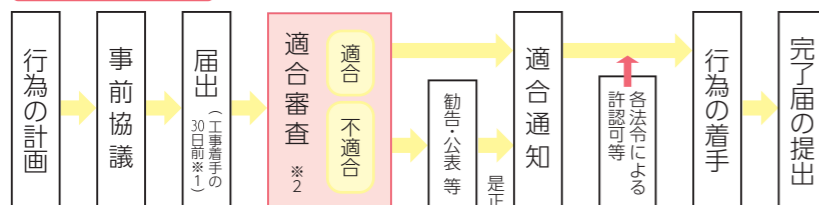
申・問 まちづくり推進課 まちデザイン係  
☎72-5186

6月1日は「景観の日」です。市内には六郷満山文化や世界農業遺産、美しい海岸線など、自然や文化に関連した貴重な景観資源があります。この景観を後世に引き継ぎ、良好な景観づくりに取り組むため、市は国東市景観条例・国東市景観計画を定めています。

市全域を景観計画区域に定めているため、市内で一定規模以上の建築物や工作物の建築、開発行為などを行う場合は市への届出が必要です。



### 届出手続きの流れ



※1 原則、届出後30日は行為に着手できません。ただし、適合通知を受けた場合は、短縮が可能です。

※2 届出内容が「景観形成基準」に適合しているか判断します。

## 令和4年度の後期高齢者医療保険料について

問 税務課 市民税係 ☎72-5156

令和4年度の大分県後期高齢者医療保険料率は下記の通りです。

均等割額	53,600円
所得割率	10.32%
賦課限度額	66万円

### 令和4年度の保険料の計算方法

負担していただく保険料額は、①均等割額（被保険者全員が等しく負担）と②所得割額（所得に応じて負担）を合計して個人単位で計算されます。

$$\text{年間保険料} = \text{①均等割額} + \text{②所得割額}$$

上限66万円

※前年所得とは、前年の総所得金額などから基礎控除額を差し引いた金額です。



### 均等割額の軽減

世帯主および世帯の被保険者の所得合計が基準額以下の場合、下記の通り均等割が軽減されます。

軽減割合	所得合計の基準額（軽減の要件）
7割	基礎控除額43万円+10万円×(年金・給与所得者数-1)以下
5割	基礎控除額43万円+28.5万円×世帯の被保険者数+10万円×(年金・給与所得者数-1)以下
2割	基礎控除額43万円+52万円×世帯の被保険者数+10万円×(年金・給与所得者数-1)以下

## 新型コロナワクチン 4回目接種のお知らせ

申・問 新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター ☎73-0567

### 接種対象者

3回目の新型コロナワクチン接種から5か月が経過した、次の①または②の方。

①60歳以上の方

②18歳以上60歳未満の方で基礎疾患があり通院・入院している方、または新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認める方

※①の方は市よりご案内を郵送します。②の方は市に申請が必要です。申請の方法は区長文書または市ホームページをご確認ください。

### ②の対象となる基礎疾患

- 慢性の呼吸器の病気
- 慢性の心臓病（高血圧を含む）
- 慢性の腎臓病
- 慢性の肝臓病（肝硬変など）
- インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病または他の病気を併発している糖尿病
- 血液の病気（ただし鉄欠乏性貧血を除く）
- 免疫の機能が低下する病気（治療や緩和ケアを受けている悪性腫瘍を含む）
- ステロイドなど免疫機能を低下させる治療を受けている
- 免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患
- 神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態（呼吸障害など）
- 染色体異常
- 重症心身障害（重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態）
- 睡眠時無呼吸症候群
- 重い精神疾患（精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している、または自立支援医療（精神通院医療）で「重度かつ継続」に該当する場合）や知的障害（療育手帳を所持している場合）

- BMIが30以上である
- ※基礎疾患等で医療機関を受診している方や、事前に相談できる医療機関をお持ちの方は、医療機関の医師にご相談ください。

### 接種費用

1回目・2回目・3回目接種と同様に無料です。

### 使用するワクチン

1回目・2回目・3回目に接種したワクチンにかかわらず、ファイザー社または武田/モデルナワクチンを使用します。ワクチンの供給状況によって接種を行いますので、ワクチンの種類を希望して接種することはできません。

### ワクチンの接種はご本人の同意が必要です

新型コロナウイルスワクチンの接種は、ご本人の意思に基づいて行われるものです。仮にお勤めの会社などで接種を求められても、望まない場合には接種しない選択ができます。何らかの病気で治療中の方や、体調などで接種に不安がある方は、かかりつけ医などにご相談の上、ワクチンの接種を受けるかどうかご検討ください。



## 農業用施設の適正な維持管理をお願いします

問 農政課 耕地係 ☎72-5167

集中豪雨などの異常気象による農業用施設の被災については、適正な維持管理が証明できない場合、災害復旧事業の対象外となります。管理者や利用者にて次の取り組みをお願いします。

- 農業用施設（ため池・頭首工（井堰）・水路・農道）の定期的な点検・草刈・泥上げなどの作業を行ってください。
- 作業内容・参加人数などがわかる作業日報・作業中の記録写真などの維持管理記録の整備・保管を行ってください。
- 維持管理記録は災害査定申請時に提出を求められます。
- 平素の管理不良から被災する場面が見受けられます。気象予報に注意しながら、ため池の管理者はため池の落水、頭首工の管理者は堰板を外し、取水口を閉じるなど事前の対応をお願いします。